

国立大学法人東京農工大学職員退職規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員退職規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学職員退職規程 平成16年4月7日 16経教規程28号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(退職事由)</p> <p>第3条 職員が次の各号の一に該当する場合は、これを退職にすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 二 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合 三 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合 四 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合 五 労働組合業務に専従する場合 六 前各号に掲げるもののほか、退職にすることが適当と認められる場合。 <p>2 省略</p> <p>(教育職員における特例)</p> <p>第4条 教育職員に関して前条第1項第4号及び6号を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。</p>	<p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(退職事由)</p> <p>第3条 職員が次の各号の一に該当する場合は、これを退職にすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 二 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合 三 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合 四 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合 五 労働組合業務に専従する場合 六 <u>大学若しくは大学院における修学又は国際貢献活動に参加することを承認された場合</u> 七 前各号に掲げるもののほか、退職にすることが適当と認められる場合。 <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 <u>第1項第6号に規定する退職は、在職期間が2年以上の職員が自発的に業務に有益な知識を得るために大学若しくは大学院の課程(外国の場合は、これに相当するものを含む。)に在学してその課程を履修する場合又は開発途上地域における奉仕活動、その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)に参加する場合であって、大学の運営に支障がないと学長が認めた場合にこれを退職にすることができる。</u></p> <p>(教育職員における特例)</p> <p>第4条 教育職員に関して前条第1項第4号、第6号及び7号を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。</p>	

<p>(休職の期間)</p> <p>第5条 第3条第1項各号に掲げる事由による休職の期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 省略</p> <p>六 第3条第1項第6号に掲げる事由による休職の期間 必要に応じて3年を超えない範囲内とする。また、休職期間が3年に達する際に特に必要であると認められた場合には、2年を超えない範囲内で休職期間を更新することができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第6条～第8条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第5条 第3条第1項各号に掲げる事由による休職の期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 省略(現行どおり)</p> <p>六 第3条第1項第6号に掲げる事由による休職の期間 必要に応じて、大学若しくは大学院における修学にあつては2年(修業年限が2年を超え、3年を超えない大学院における修学にあつては3年)、国際貢献活動に参加するにあつては3年を超えない範囲内とする。ただし当該休職期間に満たないときは、当該休職期間の範囲内において、一回に限り延長することができる。</p> <p>七 第3条第1項第7号に掲げる事由による休職の期間 必要に応じて3年を超えない範囲内とする。また、休職期間が3年に達する際に特に必要であると認められた場合には、2年を超えない範囲内で休職期間を更新することができる。</p> <p>2～3 省略(現行どおり)</p> <p>第6条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
--	---	--

附 則(22教規程 第19号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。